（様式第8）

条件付特定外来生物を確実かつ適正に飼育できる者へ頒布する者による飼養等の届出

　病気その他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となったアカミミガメ又はアメリカザリガニを、確実かつ適正に飼育することができる者に頒布するための飼養等について、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第２条第24号の規定に基づき、届け出ます。

　　年　　月　　日

　　　地方環境事務所長　殿

申請者の住所：〒

：

電話番号： 　　　　　電子メールアドレス：　　　　　　　　　　　　職業：

　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、

　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス、代表者の氏名並びに主たる事業を記入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1.飼養等する個体 | 1)種類 | □　アカミミガメ（*Trachemys scripta*）□　アメリカザリガニ（*Procambarus clarkii*） |
| 2)数量(個体数) |  |
| 2.頒布の相手先の選定方法 |  |
| 3.特定飼養等施設 | 1)所在地 | （□屋内、□屋外） |
| 2)種類 | □おり型又は網室型の施設（アカミミガメのみ）□擁壁式、空堀式又は柵式の施設□運搬の用に供することができる施設□水槽又はこれに類する施設□人工的に設けられた池、沼その他の施設 |
| 3)規模 |  |
| 4)構造 |  |
| 4.添付資料 | □①施設の図面　　　　　　　　　　　　□②施設の写真□③その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 5.環境省HPへの情報掲載について(引取り飼養を行う場合に記入) | □掲載可　□事業者名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□住所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）□連絡先（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□webサイトURL（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□掲載不可 |
| 6.備考 |  |
| 担当者連絡先（届出者以外に本届出に係る担当者がいる場合に記入） | 氏名 |  | 所属・役職 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  | 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

（記入上の注意事項）

　届出書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。日付は届出日（提出日）を入れる。届出書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等とする。

各事務所の管轄地域は、<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>　を参照。（釧路、信越、四国、沖縄奄美については、提出先の事務所と下記に示す届出先の所長名が異なるため、注意すること）

　届出の提出後は、環境省地方環境事務所等からの届出を受領した旨の通知（書面又はメール等）ををいつでも提示できるよう手元に持って得おくこと。

0.届出者名と届出先

　法人の業務として飼養等をする場合は、法人として届出を行う。

　「　　　地方環境事務所長」については、以下のとおり、下線部に当該地区名を記入する。

北海道地区：北海道地方環境事務所長

東北地区：東北地方環境事務所長

関東地区（山梨・新潟・静岡含む）：関東地方環境事務所長

中部地区（富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・三重）：中部地方環境事務所長

近畿地区：近畿地方環境事務所長

中国四国地区：中国四国地方環境事務所長

九州地区（沖縄含む）：九州地方環境事務所長

1.飼養等する個体

1)種類：該当する□にチェックする。

複数の種類の特定外来生物を飼養等する場合は、個々の種類毎に届出書を作成する。

2)飼養等をしようとする数量：

単位は原則として個体数とする。継続的な事業等により、飼養等する個体数が変動する場合には、飼養等が見込まれる最大数を記入すること。

2.頒布の相手先の選定方法

　頒布の相手先を探す方法及び頒布の相手先が確実かつ適正に飼育することができる者であることの確認方法について記入する。当該事項を説明する補足資料がある場合は添付する。

3.特定飼養等施設

届出に係る特定外来生物の飼養等をする施設の情報を記入する。

1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。届出者の住所と同じ場合は「申請者の住所と同じ」とすることも可。

2)種類：該当する□にチェックをする。

3)規模：特定飼養等施設の規模（長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等）を記入する。欄内に記入できない場合は「別紙のとおり」とすることも可。

4)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。欄内に記入できない場合は「別紙のとおり」とすることも可。

これらの添付書類として、4.添付資料の欄にチェックし、必要な書類を添付する。

4.添付資料

　①及び②にチェックする。また、その他添付する資料がある場合は、③に資料名を記入し、チェックする。チェックした全ての書類を添付する。

①施設の図面については、施設の規模・構造が分かるものを添付する。施設の写真に寸法を記入することでも代用可とする。給排水設備がある場合は、当該設備の状況が分かる図面及び写真も添付する。人工池沼型施設等で、周囲に柵等を設置する場合は、柵等の設置状況が分かる図面及び写真も添付する。

②施設の写真については、施設の全体像及び設置状況が分かるものを添付する。

5.環境省HPへの情報掲載について

　飼育の継続が困難となった者からアカミミガメ又はアメリカザリガニを引き取って、新たな飼い主に頒布する事業を行う場合に、引取りを希望する者が参照できるよう環境省HPに事業者情報を掲載することが可能である場合は、「掲載可」にチェックをする。更に掲載可能な項目にチェックをし、掲載する内容を記入する（届出者情報と同じであればその旨を記入）。なお、情報を掲載する環境省HPは下記URL「2023年6月1日よりアカミミガメ・アメリカザリガニの規制が始まりました！」のページのうち、「飼育の継続が困難な場合について」内を予定する。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html>

　掲載不可の場合は、「掲載不可」にチェックをする。